

## 政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

### 概要

学生が経済面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。このため、1の施策によってその目標の達成を目指す。

### 主管課（課長名）

高等教育局学生・留学生課（松尾 泰樹）

### 評価

奨学金事業について、対前年度比万人の貸与人員の増員を行った結果、奨学金の貸与を受けることにより修学可能となった学生の割合が85.62パーセントとなっており、施策目標5-1の下の達成目標については、判断基準5-1-1「日本学生支援機構による奨学金事業を充実させ、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、修学機会の確保を図る。」という観点から想定どおりに達成できた。

なお、高等学校等奨学金事業は平成17年度入学者から順次都道府県へ移管されており、都道府県が実施する高等学校等奨学金事業の財源として、高等学校等奨学金事業交付金を交付している。

達成目標を達成することで、意欲のある学生への支援体制の整備という点で学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べる環境の整備に資したと考える。

### 21年度の施策状況

#### 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進（施策目標5-1）

教育の機会均等の観点から、意欲・能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、日本学生支援機構の奨学金事業を充実し、教育費負担の軽減を図る。

奨学金事業について、対前年度比6万人の貸与人員の増員を行った結果、奨学金の貸与を受けることにより修学可能となった学生の割合が85.62パーセントとなっており、施策目標5-1の下の達成目標については、判断基準5-1-1「日本学生支援機構による奨学金事業を充実させ、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、修学機会の確保を図る。」という観点から想定どおりに達成できている。

なお、高等学校等奨学金事業は平成17年度入学者から順次都道府県へ移管されており、都道府県が実施する高等学校等奨学金事業の財源として、高等学校等奨学金事業交付金を交付している。

達成目標を達成することで、意欲のある学生への支援体制の整備という点で学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べる環境の整備に資したと考える。

### 22年度以降の政策への反映方針

近年では、貸与基準を満たす希望者については年度内にほぼ全員を採用しており、今後とも貸与基準を満たす希望者が奨学金を受けることができるよう、学生のニーズ等を踏まえ引き続き充実に努めていく必要がある。

### 関連する政府等の方針（主なもの）

教育振興基本計画 : 5-1（第3章（2）P15 2～3行目）  
（第3章（3）P36 34～35行目）  
（第3章（4）P41 24～25行目）

新成長戦略（基本方針）：5-1（2.（6）P27 4行目）